

農村と農業水利

農林水産委員会 専門員

おおかわ あきたか
大川 昭隆

「疏水百選」を御存じであろうか。平成 18 年 2 月、農林水産省により、全国の疏水から 110 か所が選定された。「疏水」とは、河川から、かんがい、給水、船運を目的に土地を切り開いて通水したもので、農業水利と考えていただければと思う。百選の一つ、照井堰用水（岩手県）は平安時代に造られたものであるが、現在も水田を潤し続けている。

農業水利は、河川から堰により取水し、幹線用水路、支線用水路を通じて配水し、末端用水路から水田に引き込み、そして、末端排水路、支線排水路、幹線排水路を通じて河川に戻す一連の施設で構成されている。江戸・明治期以降、多くの水路が造られてきたが、その総延長は、幹線水路で約 5 万 km、末端水路を含めると約 40 万 km に及ぶ。

農業水利施設は国や自治体が建設するものの、その運用・管理は、多くが農業水利の利用者である土地改良区（土地改良法に基づき設立）や水利組合（任意に設立）、すなわち組合員である農家により担われている。その作業は、施設の操作・点検から、水利調整や配水操作、水路の見回り・草刈り・泥上げ・補修等の日常的な管理まで幅広い。運用・管理費用は農家から徴収される賦課金により賄われるが、農家自身の労働力も提供されている。

この運用・管理が、農家数の減少と農家の高齢化により、年々難しくなっているという。昭和 40 年に稲作農家 488 万戸、作付面積 312 万 ha であったが、平成 27 年には 95 万戸、151 万 ha と大幅に減少している。農家数や作付面積が減っても水路の運用・管理の作業量が減るわけではなく、参加困難な農家が増えると、他の農家はその負担を背負うことになる。

また、農家の多様化が農村内での合意形成に影響を及ぼしている。水田所有者だが稲作を行わない農家と水田を借りる・農作業を受託する農家、一戸で稲作を行う農家と集落全体で行う農家、自家消費程度の農家と 100ha 規模の農家、専業農家と兼業農家、農村内の農家と農村外から参入する企業、主食用の米を作る農家と飼料用の米を作る農家、さらに、米の輸出を念頭に、水田の大区画化・大規模経営により生産費の大幅削減を目指す農家など。こうした様々な目的や考え方を持つ農家や企業による水田利用の在り方は、「農業の産業化」「攻めの農政」という国の方針により、農業水利の問題を一層複雑にしている。

別の問題として「混住化」がある。水田の宅地転用で住宅の近くを農業用水が流れることになり、水路への転落事故などが発生している。住民から、水路に柵を設ける、蓋をするなどの要望が出されるが、農作業への影響や費用負担などで問題となることもある。

農林水産省は、平成 19 年度に地域共同で農業水利を保全する取組に支援を始め、27 年度には法制化を図った。疏水百選には国民の理解や関心を深めることが背景にある。農業水利は農業の基盤であるが、先人から受け継いだ地域の共有財産でもある。どのように守り、後世に伝えるか。百選以外にも疏水は身近にあるので、散策してみてもはどうだろうか。